

新成人のみなさんへ・・・

20歳になったら国民年金

新成人の皆さん、おめでとうございます

20歳になると大人としての権利が与えられると同時に義務も生じます。国民年金に加入し、保険料を納めるのもその義務の一つです。

現在、高齢者の方に支払われている年金は、日本に住む20歳から60歳までの『現役世代』の人たちが納める保険料によってまかなわれています。この『世代と世代の支え合い』によって年金制度は運営されており、その時代の高齢者の生活を支えているのです。

国民年金は、年をとったり、障害者になったりしたとき、誰にでも支給されるというものではありません。保険料を納めていることが、年金を受ける資格につながります。

「納めていてよかった」と言える日を迎えるために、若い頃からの着実な積み重ねが必要です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入の手続きをしましょう！

3種類の国民年金の加入者

国民年金の加入者は職業などにより3種類にわかれ、手続きや保険料の納め方がそれぞれ違ってきます。

第1号被保険者

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその配偶者及び学生などの人

加入の手続きや保険料の納付は自分で行います。

【平成18年度保険料 月額 13,860円】

第2号被保険者

厚生年金保険（会社員）や共済組合（公務員）に加入している人

加入の手続きは勤務先が行い、保険料の納付に関しても勤務先の給料から天引きされます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入の手続きは配偶者の勤務先が行い、保険料の納付は配偶者の加入する制度から納められます。

なお、経済的な理由などで保険料を納めるのが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除（全額・一部・納付猶予【30歳未満のみ】）される制度や、学生の方には社会人になってから保険料を納めることができる学生納付特例制度がありますので、ご相談ください。

■問い合わせ 兵庫社会保険事務局豊岡事務所 TEL 0796 - 22 - 3196
市役所市民課 TEL 672 - 6120

第8回

《人間ドック利用助成》

朝来市国民健康保険では、国民健康保険被保険者で満30歳以上の方が人間ドックを利用されると、その費用の一部を助成する制度があります。

この助成制度の利用は、下記の医療機関で人間ドックを利用される際に事前の申込みが必要です。

（申込先・健康福祉部健康課）

病気の予防、早期発見、早期治療で健康増進をはかるためにも、助成制度を利用し健康診査を受診してください。

○ 助成の対象となる医療機関

公立豊岡病院
公立日高病院
公立八鹿病院
公立和田山病院
公立神崎総合病院

○ 助成金額

朝来市国民健康保険から10,000円
朝来市から8,000円
合計で18,000円の助成が受けられます。

■問い合わせ 市民課 TEL 672 - 6120